

令和3年度鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会議事概要

日 時 令和3年11月16日(火) 10:00～11:45
場 所 鳥取市役所本庁舎6階 第7会議室
出席者 《委 員》田中真一郎会長、山本朝子副会長、石山雄貴委員、小谷喜典委員、
中村克彦委員、西村繁紀委員、濱江和恵委員、福田克彦委員、
藤野謙一委員、松ノ谷博委員、山口雅彦委員
《事務局》武田敏男人権政策局長
人権推進課 太田課長補佐、高山主任、山根主任、西尾主事
中央人権福祉センター 川口所長、川上副所長

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 委員紹介
- 4 議 事

【協議事項】

- (1) 鳥取市人権施策の取組について …資料1、資料2
- (2) 犯罪被害者支援について …資料3

【報告事項】

- (1) ネットモニタリングの取組について …資料4
- (2) 相談支援の状況について …資料5
- (3) L G B Tの取組について …資料6

- 5 その他
- 6 閉 会

議事録 ■…議長(会長)発言、 ○…委員発言

※発言内容は一部要約して掲載しています。

【協議事項】

(1) 鳥取市人権施策の取組について・・・資料1、資料2(事務局説明)

■ 事務局から説明がありました。人権啓発の事業は、地域でも、コロナウイルス感染防止のために計画通り進まなかった事業が多いというふうに各地区から聞いております。(1)について、委員の皆様方からご質問ご意見があればお願いします。

○ 啓発のところで、人権教育推進員、地区の人権啓発推進員、企業の人権啓発推進員という、三つの役割を担われる方がおられますが、具体的にはどういった方でどういった活動をされているのか教えてください。

(事務局) 人権教育推進員は鳥取市の職員です。人権推進課や支所、人権福祉センターに配置をしており、各企業や地域で行われる人権研修の相談・支援や、研修会の講師をさせていただくなどし、人権意識の向上を図っていただくための啓発を進めさせていただいています。

各地区では、それぞれの地域の実情に応じた人権テーマに沿って小地域懇談会等が行われ

ますが、地区の人権啓発推進員には、その際にこういった内容の研修を行うか、企画運営、地区に対するフィードバック等、地区の人権啓発・教育の推進に取り組んでいただいています。

企業の人権啓発推進員は、各企業内で人権啓発を担当しておられる社員の方で、市の人権教育推進員と連携しながら、各企業内の研修や人権啓発を進めていただくという役割を担っていただいております。

■ その他にありますか。

○ 人権教育推進員に関連して要望ですが、私は佐治町に住んでおり同推協会長や人権啓発推進員をやらせていただいています。小地域懇談会を開催、企画するにあたっては人権教育推進員さんの協力がものすごく大切になっています。地区啓発推進員と話し合いながら、その年の小地域懇談会を企画しますが、人権教育推進員が、今年度は佐治町と用瀬町を兼務されており、両方の町の事業を兼務ということで大変忙しい中していただいています。この推進員の人員の増と充実ということで、要望をさせていただきます。

それから、先程の企業の推進員は、その企業の従業員や規模によって人数が決まっているのかお聞きします。以上です。

(事務局) 企業の人権啓発推進員に関しては、事業所の規模や従業員の人数によっての定めはなく、その企業の中で人権啓発教育の担当をしていただく方ということで、配置していただくようお願いをさせていただいております。

人権教育推進員についてご要望をいただきました。現在、佐治と用瀬を1人で担当しています。ただ、旧市内においても、1地区1人という形ではなく複数の地区を担当しているという状況があります。地域の規模や世帯数などを踏まえながら配置し、割り振っているのが現状です。人権教育推進員の人数については、財源的なことも絡んで参りますので、ここでお答えはできませんが、推進員は一生懸命取り組んでおりますので、引き続きまして協力なり支援なりをお願いしたいと思います。

○ 関連して、私も同じように人権教育推進員について要望をさせていただきます。やはり旧市と支所管内とは状況が違うと思います。ですから、今まで通り各支所管内には1人ずつ配置していただきたい。私は国府町ですが、国府町なりのいままで積み上げてきたやり方とか、テーマがあり、推進員さんが本庁から兼務でということになると弱まってくると思います。全て企画から運営まで、地区の同推でやっていくというようなことになると、その地区の同推の力の差によって啓発の度合いが変わってくる。DVDだけで終わってしまうところもあるし、話し合いをしてしっかり考えるところもあります。やはり市全体で啓発の向上を目指すのであれば、推進員さんがある程度、こういうふうにしていこうよというようなことを言っていたかかないと、地区としてそこまでの力はないと思いますのでよろしくをお願いします。

■ はい、ありがとうございます。人権問題の解決というのは、地区住民を対象にした取組というのがやはり大きな底辺になると思います。今は要望にとどめておくということですが、地域の会議等にも出席をしていただいて、アドバイスや企画運営に関わっていただ

きたいという要望だったと思います。その辺はまた検証してよろしくをお願いします。

○ 令和2年度の取組というのは、平成から毎年やっていたことなのか、それとも何か新しい取組がこれの中にあるなら、それを教えていただきたいというのが1点です。もう1点は、例えば、市民集会で95人、とっとり人権講座で914人という数字が出ていますが、この数字は、たくさん来てよかったねというふうに思えばいいのか、それともまだまだだと捉えればいいのか。事務局では、この数字をどのようにとらえているのか、教えていただけたら実績の深みが出てくると思います。

(事務局) ご説明した資料の取組は、基本的に毎年継続して行っているものです。人権啓発というものはやはり継続して、少しずつでも繋げていくということが、予算が年々減る傾向にある中、大事なところであると思っております。新たな取組としましては、コロナ差別に関する啓発があります。令和2年度はコロナ差別という新しい差別が出てきましたので、各地区や企業で研修会をされる際に、他のテーマで研修会をされたときもですが、コロナ差別のリーフレットを配布し説明をさせていただくなど啓発を行いました。

数字については、おっしゃっていただきましたように、比較の対象もなく、わかりにくいところがあるかと思しますので、資料の作り方として、例えば前年の数値を挙げて、比較できるような資料にさせていただきたいと思っております。我々の取組は啓発ということで、基本的には参加者数がより多い方がいいのですが、令和2年度についてはコロナ過で全ての研修において定員を半分にするなど、実績としては少ない人数になっております。

■ 数値的なことについて今事務局が言われましたが、啓発は、まずは参加して話を聞くということが基本だと思います。地元の小地域懇談会では、昨年はコロナ禍にあったので、鳥取市人権施策基本方針のダイジェスト版を、文書をそえて各家庭に配るといったようなことをやりました。今年はコロナ感染者も減ってきたので、会話を控える方法でDVDを見ました。区長会等々を通じて参加をお願いするんですけども、参加者の数は少なくなってきました。少数でも、まずDVDを見てもらって自分の思ったことを家庭で少しでも話し合ってもらい、というようなことでやりました。参加者が多いに越したことはないですが、今年はそんな状況があったということをつけ加えさせていただきました。

(2) 犯罪被害者支援について・・・資料3 (事務局説明)

■ これにつきまして、自分の団体ではこういった相談があるなど何か事例があれば、委員の方から紹介をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。その他のご意見も結構です。中央人権福祉センターでは、犯罪被害者に関する相談というのは今までありましたか。

(事務局) 手元にデータがないので、記憶の限りではありますが、犯罪被害者の方を支援させていただいたということは近年ではないように思います。一方、出所した方の支援は、今、困窮者支援の一環でさせていただいています。

○ 確認ですが、資料別紙1の一番下段に、括弧して、主な市町村の未定の理由というのが

記載されております。他の3市については、検討してるのかしてないのか、制定に向けて動いているのかなどの情報があれば教えてください。

(事務局) 県内3市の状況につきましては情報交換をしております、3市とも現在は未定ということです。共通して言っておられますのは、市町村という小さな規模では、例えば近隣の市町村で同じ事件に対し見舞金の額が違ってくるといっておそれもあり、できれば、せめて県レベルの範囲でこういった制度のものは作るべきではないかというお考えをお持ちのようで、それで未定ということだと伺っております。

○ 現在制定されている町村を見ますと、概ね右側の備考欄の内容で(見舞金の額を)統一されているようですので、何らかの基準を示された上での施行なのかなと思います。前向きに検討されるのであれば、県内の市町村がタッグを組んで、早急に同じような制度の制定に向けてご努力されるべきかなと個人的な意見ですが思います。以上です。

■ 今、委員さんから、前向きに取り組むべきではないかというご意見がありました。ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。協議事項に挙げさせてもらいましたので、この協議会の意見として、方向性に取り組むべきであるというようにまとめさせていただいてもよろしいですか。

○各委員 はい。

■ それでは、この件につきましては、今後、鳥取県の他の3市と情報交換しながら、県内で金額に差がないように調整をしながら進めてもらえたらと思います。また、鳥取市の機関では、この問題の窓口となる担当はいろいろある。防犯の関係、人権の関係、見舞金はどこで出すのかというようなこともあると思いますので、今後検討されることがたくさんあると思いますけどもよろしくお願ひします。

【報告事項】

(1) ネットモニタリングの取組について・・・資料4(事務局説明)

■ この件につきまして、ご質問などありますか。

○ 日々モニタリング業務に取り組んでいただいておりますことについて、感謝申し上げます。私も個人的にモニタリングやっていますが、ものすごく多すぎて。この報告は爆サイの山陰版に特化してモニタリングしているので、絞りやすくずっと傾向が見えます。この報告を見る限り減ってきてるなという傾向が見られます。ただし、なぜ削除要請しても削除できないものがあるのか、法務局に聞いてもわからない。個人を特定しているとか、被差別部落の場所と個人が結びつくことをもって削除という、ただし地区名だけだったら削除されないとか、いろんなケースがあって、氏名がなくてその場所だけならそのままというこの矛盾というのが見え隠れしている状況です。次のことを皆さんと共有させてください。9月21日に、全国部落調査復刻版の出版取り消しの裁判、東京地裁で判決が出ました。基本的には裁判所

は、それはもう駄目だと、消せということ、判決的には出しました。ただし一部まだ認められていない内容もあります。それで、今我々がやっているのは、この判決後に、ネット上の部落差別や地名が出ていたものにどういう動きが出てくるのか。裁判所はそれは違法だと言ってるんだから本当は減るべきだし、プロバイダーも強制的に削除すべきだと思うんですが、残念ながらそういう実態にはまだありません。それらの動きをしっかりと監視して、ネット上に差別をばらまいている実態を早急に改善すべきだと思います。引き続きお願いします。

■ ありがとうございます。他の委員の方からは何かありますか。ないようですので、次の報告事項に移ります。

(2) 相談支援の状況について・・・資料5（事務局説明）

■ 相談件数について、コロナの関係で昨年から非常に児童虐待が増えてきた。人権福祉センターには児童虐待の相談というのがありますか。

（事務局）結論から言うとあります。身体的虐待などわかりやすいものは、直ちに児相に繋がる、連絡が行くというケースが多いでしょうが、経済的な状況からのネグレクトであったり、身体的虐待と違って周りからわかりにくい。こういうケースが、生活困窮の視点から繋がってきたりということがございます。児童虐待については、鳥取市のこども家庭相談センターが所管になりますので、連携をいたしまして支援をさせていただいております。そんな何十件も相談がある訳ではないですが、年間を通すと、やはりそういう相談もございます。

■ ありがとうございます。実際、児童相談所の相談件数もかなり増えてると聞いています。

○ パーソナルサポートセンターさんが、本当に様々な困窮の、若者から、親の対応もしていただいて、いろいろ活用させてもらっています。例えば、フードサポートも本当に迅速な対応ですばらしいと思いました。サポートセンターは本当に親身になって、もうどうしようもないケースなんかでも連携とって、いろいろやってくださり、本当に感謝の気持ちです。

■ ありがとうございます。他に何かありますか。ないようですので、次の報告事項に移ります。

(3) LGBTの取組について・・・資料6（事務局説明）

■ ただいまの説明に対してご意見、ご要望などがあればお願いします。

○ LGBTについて、私自身よく知らなかったものですから、ネットで検索したところ、横須賀市のホームページに市民への啓発ということで、性的マイノリティって知っていますかというのがありました。先程の説明は当事者の方を中心だったんですけど、そういった問題があるということを広く知らせる、当事者の方は苦しんでるんですよ。例えば障害にしても、ろうの方とか高次機能障害の方は、見た目ではわからないんで、LGBTの方も見た目にはわからない。広く知っていただくために啓発していただくよう、今後力を入れてい

ただければ、こういった方が生きづらさを感じたりといったことがなくなるのかなと感じました。

■ 鳥取市においても、地区の研修ではLGBTについての研修が多くなりました。私も、本当に取り組んでいけないといけない事業だと思います。委員の皆様、ご意見はありますか。

○ 先程のご意見に同感です。啓発の方、大変だと思いますがお願いします。それともう一つ、学校教育の方でも、LGBTであるとか、様々な人権課題に取り組んでいただくと、より啓発が進むんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

■ 他には、よろしいですか。ないようですので報告事項は3件すべて終了いたしました。次のその他に移りますが、事務局何かありますか（事務局なし）。委員の皆様方、その他ということで、何かありますか。

○ 2点ございます。一つは、資料の市民に対する啓発というところを見て、私自身、一部しか知らない。市民集会、人権ポスター、シリーズ@じんけん、小地域懇談会。人権福祉センターから毎月たよりがきて情報をいただいているけれども、やはりあまり情報が来ません。それから、今日のパンフレット、生活困窮者自立支援制度案内チラシなどを初めて見ました。このようなすばらしい制度を、どうしたら知れるのか、どのように伝えていったらいいのかなと思いました。それから、フードパントリーも協力できるのに、どうしたら協力できるかと思ったところです。

2点目は、犯罪被害者支援について、被害を受けられた方への支援も大事ですけども、先程ありました見える差別と見えない差別。被害を受けてもそれが言えないのは、被害を受けた人をなんか被害受けたんだってと違って差別する、そういう世の中があります。今年講演に来られた認知症の当事者の方が言われたと聞きましたが、何が怖いって、視線ですと。口には出さないけれども、違ったものを見るかのような視線で見られること。LGBTのことに関しても、何か違ったものを見るかのような視線、こういう根底にあるものが怖いというふうに思います。

市民として、このようないいことがたくさん行われているのに知らせていただける体制がないというのは、もったいないなというふうに思いました。以上です。

○ 鳥取市に本人通知制度という制度があることをご存知でしょうか。本人通知制度というのは、自分が知らないうちに自分の住民票とか戸籍を、8の士、弁護士とか行政書士とか、そういった権限を持つ人が取得できる制度です。鳥取市は届出制で、申請した人についてのみ、そういう事実があったときに、ご本人に「取得されましたよ」と通知をする制度なんですけど、この届出をされてる方？（※3名挙手）はい、3人ですね、制度を知っているけども届出をしてない実態があるということです。この制度については、鳥取市報でも以前周知をされておりました。なぜこれ言うかという、今年8月、全国版の新聞に、栃木県の行政書士が、探偵業者から委託された個人情報の取得を、全国を歩いていって集めて荒稼ぎをしたという記事がありました。その行政書士が鳥取市で取得した事実がないかという照会を行って情報開示

をされました。栃木の人が鳥取市の住民の方の情報を取得していたという実態がありました。今日は、差別をなくすための協議会ですので、何に使われるかわからないが鳥取市の住民の方の情報を取得していたという実態があったということをご報告すると同時に、本人通知制度がありますので申請手続きをしていただきたい。他の町村、例えば若桜町、智頭町は、本人が申請しなくてもそういう人が取得したら自動的にご本人に取得したという通知が来ます。そういった制度を作ってる町村もございます。身元調査が差別に利用される。例えば、東京で結婚するのに相手が鳥取だと聞いたけど、所在を知りたいから探偵業者に依頼したというケースが神戸で明らかになって、全国的に調査したらそういう実態があったという。情報提供ですが、自分には関係ないと思わずに申請されることと、あわせて、もう一度広報をされたらどうでしょうか。

■ はい、ありがとうございます。申請が少ないという実態があるようですので、それが差別に繋がると本当に困りますので。これは本人の意思で申請ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局) 先程の補足ですが、本人通知制度は市民課が担当していますので、そちらに申請の手続きをお願いします。また、各支所管内ですと市民福祉課が担当しております。

■ 補足ありがとうございます。他にはありますか。

○ 3点ほど。先程フードバンクを知らなかったというのがありました。私が対象者に付いて市役所に行ったときは、市役所の本当にいろんな人が、こういうのがありますよというふうに言ってくれる。市役所とか、社協とかそういう困窮者が相談に行くところに、フードバンクとかの案内をしたらいいのかなと思ひます。

2点目が犯罪被害者等支援ですが、いま保護観察所や、それを統括する地方更生保護委員会で、更生保護における犯罪被害者等施策というのが始まっています。これは情報提供です。四つありまして、被害者の意見を聴く意見等聴取制度。2つ目が心情等伝達制度、3番目が被害者等通知制度、4番目が相談支援という、保護観察所が、加害者だけじゃなくて被害者にもそういう支援をやっていくという、いま被害者にもいろいろ光が当たってきたという状況があります。

3点目、おそらく人権には、教育とか啓発があつて、あとは後追ひの人権サポートっていうその二つがあると思ひます。啓発で最初の方に話があつた、地域格差があるというところ、やはりこの地域格差を分析する必要があるのかなと。学校はカリキュラムで決まっているということがありますが、地域ではベストプラクティス(※)、いい取組事例を紹介するというアピールをしたらいいのかと思ひます。これは提案です。学校教育と地域啓発、先程の地域の取組というので、おそらく連携とつてやっているとこもあると思ひますので、こういった取組がされてますよというアピールをすると、我々もそうしようとか何か出てくるのではないかと思ひます。

(※)最善の方法、最良の事例

○ 仕事柄、よく学校に行きます。人権問題について、最近、障がい者スポーツを通じて人権について考えようというような、広く学習するという時間を設けてあります。そこで、実際に障がい者スポーツをやって、その障がいのある方との共生社会を築こうという気づきの教室がよくやられています。ですから、人権の問題が、ひとつ、共生社会を阻害している要因ではないかと思います。部落問題とか社会的な障壁がなくなれば、共生社会の実現に繋がるのではないかと。思いは一緒で、障がいがある方もない方も一緒に暮らせる世界、差別がない人権問題のない共生社会の実現になればと思いながら、日々活動しております。ご参考にとお話しさせていただきました。

■ はい、ありがとうございました。今月25日から犯罪被害者の支援週間が始まります。私も今までどの程度の支援がやってこれたのか、被害者に対して、その家族に対してと思い、これから勉強しようというふうに思っております。

他にないようでしたら、今日の予定をしておりました議事につきまして以上で終了いたします。委員の皆さんは大変お疲れ様でした。貴重なご意見ありがとうございました。それでは、これで閉会をさせていただきます。